

## 第 5 回沖縄県教育委員会会議（定例会）

1 日時      平成23年03月09日      15時03分～17時06分

2 場所      教育庁第一会議室

3 出席者

委員	中野    委員    (委員長)	(欠席委員)
	安次嶺 委員	
	比嘉    委員	
	鎌田   委員	
	新垣   委員	
	金武   委員    (教育長)	

教育 庁	統括監等	教育指導統括監、教育管理統括監、参事
	課長及び 班長等	総務課長、財務課長、施設課長、福利課長、 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化課副参事、全国高校総体推進課長
	職務のため 出席した者	(事務局) 総務課総務班班長、同班主査(2人)、 義務教育課義務教育班主幹、同課人事管理監、同課人事班主幹、 同班主任、 文化課記念物班主幹、同班指導主事

4 傍聴した者

記者 2人 / その他 0人

平成23年第5回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:03）

委員長	ただ今から平成23年第5回県教育委員会会議・定例会を開催します。 はじめに会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	このとおり決定します。 次に平成22年第17回会議録の承認を行います。この回の会議録署名人は私でしたが、確認したところ、正確に記載されておりましたので承認してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	このとおり決定します。 次に平成23年第1回会議録の承認を行います。新垣委員をお願いします。
新垣委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、新垣委員をお願いします。
新垣委員	はい。
委員長	次に教育長報告をお願いします。
教育長	本日は教育長報告はございません。
委員長	それでは、議事に入ります。本日は議案が19件となっております。なお、議案第16号から第19号は人事案件となっておりますので非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 議案第1号から第3号は関連しますので、一括して説明をお願いします。
総務課長	（議案第1号の説明） ・沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則について （議案第2号の説明） ・教育長専決規程の一部を改正する訓令について （議案第3号の説明） ・沖縄県立博物館・美術館館長執務規程等を廃止する訓令について
委員長	御質疑等ございませんか。 （しばし間があり）

	では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 議案第4号から議案第8号までは関連しますので、一括して説明をお願いします。
総務課長	(議案第4号の説明) ・教育庁等の組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則について (議案第5号の説明) ・県立学校処務規程の一部を改正する訓令について (議案第6号の説明) ・沖縄県教育委員会の所管する職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令について (議案第7号の説明) ・埋蔵文化財資料整理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令について (議案第8号の説明) ・文化財調査嘱託員設置規程の一部を改正する訓令について
委員長	御質疑等ございませんか。
安次嶺委員	実習船には船長はじめ大勢の職員がいると思うが、その職員が従来いた事務所は、高校とは別に施設があったのか。
総務課長	現在は、水産高校の余裕教室の一部を事務所として使っております。
安次嶺委員	これまではその実習船運営事務所に所長を置いて教育庁で管理していたのを、今後は、校長が指揮監督するということか。
総務課長	はい。
鎌田委員	高校の一般的なカリキュラム等の部分を管理するのは、普通の校長でもいいと思うが、今後は、人事異動の時に、水産高校の校長は誰でもいいというわけにはいかなるのではないかと。航海士の免許を持っていないといけないという規定等、配置される職員の条件等はないか。
総務課長	実習船には船長がいて、一等航海士、二等航海士、機関士等々の職員がおり、それらの職員で運営します。校長はそれを管理しますので、校長に特別な条件はありません。現在も所長は特別な資格等は持っておりません。また、全て学校ではなくて、県立学校教育課の方でも一部事務を所掌します。
委員長	他にございませんか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。

	議案第9号及び第10号は関連しますので、一括して説明をお願いします。
総務課長	(議案第9号の説明) ・ 沖縄県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について (議案第10号の説明) ・ 教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令について
委員長	御質疑等ございませんか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 議案第11号及び第12号は関連しますので、一括して説明をお願いします。
福利課長	(議案第11号の説明) ・ 沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について (議案第12号の説明) ・ 沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について
委員長	御質疑等ございませんか。
安次嶺委員	近年、職場の安全衛生管理はとても重視されている。県庁や学校現場でもしっかり職員の健康管理をすることが大事だ。今回の改正で、教育庁の健康診断は「総括安全衛生管理者の指示により担当産業医が実施する」とあったのが、「産業医又は総括安全衛生管理者が指定する医師が実施する」となっている。これは、従来の産業医のほかに新たに医師が要するという事か。
福利課長	新たな医師の配置はしておりません。嘱託の保健師を2人配置しております。産業医は月1回という形で委託しており、健康診断まで対応できませんので、健康診断は民間の病院へ委託して実施しています。
安次嶺委員	学校現場には従来も衛生員会があるのか。また、衛生員会は、一定の回数しっかり活動するようという規定があるが状況はどうか。
福利課長	労働安全衛生法上、50人以上の学校に衛生委員会を設置することになっており、県立学校はほとんど該当して衛生委員会があります。だいたい月1回開催するように指導しており、平均するとだいたい年8回くらいです。
安次嶺委員	健康管理はとても大事だ。子ども達の健康管理をしっかりしなければならぬときに、我々職員がちゃんとしてなければいけない。職員が自らしっかり健康管理をすることが、子ども達の教育上も大事だと思う。
委員長	他にございませんか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。

委員長	このとおり決定します。 次に、議案第13号の説明お願いいたします。
義務課長	(議案第13号の説明) ・訪問指導員設置規程を廃止する訓令について
委員長	御質疑等ございませんか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、議案第14号の説明お願いいたします。
文化課副参事	(議案第14号の説明) ・史料編集業務嘱託員設置規程について
委員長	御質疑等ございませんか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、議案第15号の説明お願いいたします。
文化課副参事	(議案第15号の説明) ・包括的保存管理計画策定検討委員設置規程について
委員長	御質疑等ございませんか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 休憩します。 (以下は非公開部分のため省略します)